

郵便による入札の注意事項

郵便による入札においては、地方自治法、同法施行令、堺市契約規則等関係法令その他指示事項を承知の上、参加してください。

1. 郵送するにあたって

入札書の提出方法は次のとおりです。郵送する前に誤りがないか十分確認してください。

- (1) 入札書には、金額、会社の住所、商号又は名称及び代表者職氏名（代理人を選定している場合はその委任先の住所、名称及び委任を受けている代理人の職氏名）を記入し、**堺市調達課へ登録の使用印鑑を鮮明に押印**してください。
- (2) 入札書は本市から交付する専用封筒に入れ、封かんしてください。
- (3) 封筒の裏面に会社の住所、商号又は名称及び代表者職氏名（代理人を選定している場合はその委任先の住所、名称及び委任を受けている代理人の職氏名）を記入し、**使用印鑑を3箇所（裏面割印を含む）に押印**してください。
- (4) 二重封筒とし、上記で封かんした専用封筒を入れ「**書留郵便（一般書留郵便又は簡易書留郵便）**」で郵送し、入札が終わるまで差出控えを保管してください。また郵便後、入札説明書1に記載の契約事務担当課まで郵便物のお問い合わせ番号をご連絡ください。
- (5) 郵便による入札に係る費用については、入札参加者の負担とします。
- (6) 入札を辞退される場合には、開札までに、会社の住所、商号又は名称及び代表者職氏名を記入し、使用印鑑を押印した上で、辞退理由を明記した「入札参加辞退届」を送付してください。
- (7) 事前に郵便による入札希望の申し出があった者に、本市から入札参加資格確認結果通知書及び入札書、専用封筒を交付します。
- (8) 入札書及び専用封筒に代理人の職氏名を記入している場合は、委任状も送付してください。

2. 提出期限

郵便による入札書の提出期限は、**入札説明書で指定した日時を必着とします。**なお、所定の日時までに入札書が到着しないときには、当該入札に参加することができません。

3. 入札書の引換等の禁止

一度提出された入札書の書換え、引換え及び撤回はできません。

4. 郵便による入札方法の不備について

次のいずれかに該当する場合は無効となります。

- (1) 本市から交付する専用封筒以外の封筒で入札書が郵送されたとき。
- (2) 入札書の金額欄が訂正されているとき、又は金額の記載が不明瞭なとき。
- (3) 入札書が正しく記載されていないとき。
- (4) 入札書と封筒の件名が一致しないとき。
- (5) 書留郵便以外で届けられたとき。
- (6) 1つの封筒に2つ以上の入札書が封入されていたとき。
- (7) 鉛筆等訂正容易な筆記用具を用いて入札書へ記入したとき。
- (8) その他、公平な入札執行を阻害する入札。

5. 開札

開札は、入札説明書で定めた日時及び場所において行います。

当該入札参加業者の立会いは任意です（立会人は1者1名に限ります）。

立会の際には、「入札参加資格確認結果通知書」を必ずご持参ください。また、**代理人の方が立ち会う時には、「委任状」と委任状に押されている代理人の印鑑を必ずご持参ください。**

6. 再度入札

開札の結果、落札者となるべき入札者がいないときは、引き続き再度入札を行います。前記5で記載の「委任状」と委任状に押印されている代理人の印鑑を持参しない場合は、再度入札に参加することができませんので注意してください。

7. 開札の結果、同価の落札金額の入札者が2人以上あるとき

落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きを行い落札者を決定します。当該入札者のうち、立会人がいない場合はこれに代えて、当該入札事務に関係のない本市の職員にくじを引かせるものとします。なお、立会人として代理人が参加する場合は、当該入札における委任状を持参するものとし、持参しない場合はその者がくじを引くことができません。その場合は参加していない時と同様に、立会人が代わってくじを引くものとします。

8. 入札結果の連絡

落札者にのみ、入札結果を連絡します。なお、入札結果は後日、堺市ホームページで公表する予定です。